

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
飼料の試験の結果の概要
- 土地改良区の役員の退任
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)
- 遊技機の型式の認定
- ◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施
- ◇ 正 誤 昭和六十一年五月鳥取県告示第四百六十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第四百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
国谷齒科医院	西伯郡名和町大字御来屋七七四	昭和六十一年四月八日
新納齒科医院	米子市角盤町四丁目一六一	昭和六十一年四月十五日
日本齒科医院	米子市立町三丁目一〇〇	"
セントラル齒科	米子市上福原一二二一	"

鳥取県告示第四百七十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
坂本医院	鳥取市賀露町一三〇	昭和六十一年三月三十一日
田本齒科医院	米子市立町三十四一〇〇	〃
新納齒科医院	米子市角盤町四丁目一六一	〃

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試 験 結 果 の 概 要										その他備考						
				粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	揮発性水溶性窒素 (%)	ペクチン消化率 (%)	D (%)		C (%)	P (%)	T (%)	D (%)	N (%)	M (%)
神戸市 東伯郡大栄町大近畿くみあい飼料株式会社本社工場	字由良宿1698 大栄町農業協同組合	くみあい配合飼料 鳥取ビーフ後期	61.3	14.1	3.6	7.2	5.7	0.95	0.63											
玉野市 加藤製油株式会社 岡山工場 神戸市 日本大豆製油株式会社	組合	くみあい標準配合飼料 スーパービスマラッシュ	61.3	19.1	4.3	2.0	5.3	1.10	0.70											
		脱脂大豆	61.3	46.0		5.7														
		脱脂大豆	61.3	46.2		5.4														
広島市 船入糧工業株式会社 広島工場	西伯郡中山町田中169-3	①リンネ生用配合飼料 マイクロカーフ	61.3	17.2	3.0	5.8	5.5	0.84	0.59											
船入糧工業株式会社 鳥取流通センター	船入飼料株式会社	育成、乾乳生用サプリメント	61.2	14.6	2.2	7.8	8.9	1.62	0.85											
		乳生用蛋白サプリメント C-36	61.2	37.7	2.1	7.1	12.9	2.70	1.59											

鳥取県告示第四百七十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年四月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

北九州市 日華油脂株式会社 社若松工場	二種混合	61.3	9.3		1.2														
	萬歳	61.3	45.8		5.0														

注 1 飼料の名称の欄中「〇」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 梅 津 純之助 東伯郡大栄町大字大谷一三九一

昭和六十一年五月四日退任

鳥取県告示第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷 本 武 史 米子市青木八九二

昭和六十一年三月六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 江 原 利 喜 米子市青木五四八

昭和六十一年四月二十二日就任 任期昭和六十四年三月二十日まで

鳥取県告示第四百七十九号

青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百八十号

青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業善田地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十一年五月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	センチュリーニ	京楽産業株式会社
	グランドホーク	
	ミラクルスター二号	豊丸産業株式会社
	サンバードイレブン	
	サイクロン	株式会社三洋物産
	ピックアップ	
	ブラボージャンボ	平和工業株式会社
	ソーラフォックス	
	コスモタイガーII	
	ニュースクランブルパートIII	
クレシード	株式会社竹屋	
シルバードシャトル		
クロスバー	株式会社まるむら遊機	
スロットル・キング		
スロットル・キング二号		
ハスラー・キング		
サンダー・キング		
スロットル・アルファ		
スロットル・パワー	太陽電子株式会社	
アレンジボール遊技機		

公 出

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、昭和61年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和61年 5月28日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

1 試験の日時

昭和61年10月19日（日）午後1時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市湖山町南4丁目101 鳥取大学

3 試験の内容

おおむね次の(1)から(7)までの事項について行う。

なお、出題法令の内容は、昭和61年4月1日現在施行されている内容とする。

(1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

- (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- 4 試験の方法及び出題数
- (1) 方法 四択択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50問
- 5 受験資格
- 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
 - (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
 - (3) 知事が、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
- 6 受験申込み
- (1) 申込期間
昭和61年9月1日（月）から同月5日（金）まで
 - (2) 申込受付場所
鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所
- 7 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 5,000円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申込書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 8 合格者の発表

昭和61年11月25日（火）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。

9 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所に問い合わせること。

正 誤

昭和六十一年五月鳥取県告示第四百六十五号（公有水面の埋立りに関する工事のしゅん功の認可について）中次の箇所を誤りがつたので、訂正する。

頁	誤	正
一上	終わり	昭和六十一年五月十七日
から三		昭和六十一年五月十九日